

文京区議会手話通訳及び要約筆記実施要綱

(平成二十三年三月一日 二二文議第一三四四号)
改正 平成二十六年四月二十四日 二六文議第九〇号
改正 令和七年五月十五日 二〇二五文議第二一九号

(目的)

第1条 この要綱は、聴覚、音声又は言語機能に障害のある者（以下「聴覚障害者等」という。）に対して手話通訳及び要約筆記を行うことにより、聴覚障害者等が開かれた議会を実現することを目的とする。

(実施会議)

第2条 実施する会議は、本会議、委員会及び全員協議会とする。

(対象者)

第3条 対象者は、聴覚障害者等で前条の会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）とする。

(申込及び取消し)

第4条 手話通訳及び要約筆記による会議の傍聴を希望する者は、原則として、当該会議開催日の7日前（7日前が祝日の場合はその前の営業日）までに区議会事務局へ申し出るものとする。
2 傍聴希望者は、やむを得ない理由により傍聴の希望を取り消す場合は、速やかに区議会事務局へ連絡するものとする。

(実施方法)

第5条 前条第1項による申出があったときは、傍聴者が希望する時間帯に、手話通訳者及び要約筆記者を配置して実施するものとする。
2 手話通訳者及び要約筆記者が配置できないときは、速やかにその旨を傍聴希望者に連絡するものとする。

(委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に区議会事務局長が定める。

付 則

この要綱は、平成二十三年四月一日から施行する。

付 則（平成二十六年四月二十四日 議会運営委員会決定）

この要綱は、平成二十六年五月一日から施行する。

付 則（令和七年五月十五日 議会運営委員会決定）

この要綱は、令和七年五月十五日から施行する。